

## 【製造業】主な用語の説明

### 1 事業所

事業所数は、平成 28 年 6 月 1 日現在の数値。

一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

### 2 従業者

当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は含まない。

なお、常用労働者とは、以下における有給役員、正社員・正職員、パート・アルバイト等及び出向・派遣受入者に分けられる。

- ① 個人事業主及び無給家族従業者とは、実際に事業所を経営している個人業主と、個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。
- ② 有給役員とは、法人の取締役、理事（常勤、非常勤は問わない。）などで役員報酬を得ている者をいう。
- ③ 常用雇用者とは、次のア、イに該当する者をいい、正社員・正職員、パート・アルバイト等に分けられる。

ア 事業所に常時雇用されている者

イ 期間を定めずに雇用されている者又は 1 か月以上の期間を定めて雇用されている者

- ④ 正社員・正職員とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者をいう。

なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払いを受けている者は、こちらに含まれる。

- ⑤ パート・アルバイト等とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている者をいう。
- ⑥ 出向・派遣受入者とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護

等に関する法律」(昭和 60 年法律第 88 号)にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている者をいう。

- ⑦ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1 か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

### 3 原材料、燃料、電力の使用額等

平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間における次の①～⑥の合計をいう。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。  
また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成 27 年 1 年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

### 4 製造品出荷額等

平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間における次の①～③及びびくず・廃物の出荷額の合計をいう。

- ① 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成 27 年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれ

る。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 27 年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額とは、平成 27 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他収入額とは、上記①、②及びくず・廃物以外の収入額をいう。

## 5 付加価値額

事業所ごとに回答する調査事項を用いて以下に示す付加価値額を算出して集計した。

ただし、従業者 29 人以下の事業所については付加価値額に代わって以下に示す粗付加価値額で算出して集計している。

① 付加価値額（従業者 30 人以上の事業所）＝ 製造品出荷額等（※） ＋ 在庫増減額  
－ 内国消費税額等 － 原材料使用額等 － 減価償却額

※「製造品出荷額等」と「売上（収入）金額」は同一の概念であるが、工業統計との整合性の観点から、前者の表現を用いている。

ア 在庫増減額＝（製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額）

イ 内国消費税額等 ＝ 消費税を除く内国消費税額 ＋ 推計消費税額

ウ 原材料使用額等 ＝ 原材料使用額 ＋ 燃料使用額 ＋ 電力使用額＋ 委託生産費  
＋ 製造等に関連する外注費＋ 転売した商品の仕入額

② 粗付加価値額（従業者 29 人以下の事業所）＝ 製造品出荷額等 － 内国消費税額等  
－ 原材料使用額等

（注）産業別集計（製造業概要）の付加価値額と粗付加価値額の違いは、製造品在庫増減、半製品及び仕掛品増減及び減価償却額の扱いである。